

福岡県公報

平成23年3月24日

号外①

目次

選挙管理委員会

福岡県知事選挙の執行	(市町村支援課)	1
福岡県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の選任	(市町村支援課)	1
福岡県知事選挙における選挙長事務を取り扱う場所	(市町村支援課)	1
福岡県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時並びに他の放送事業者において録音し又は録画した物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序	(市町村支援課)	2
福岡県知事選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い	(市町村支援課)	2
福岡県知事選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	(市町村支援課)	2
福岡県知事選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時	(市町村支援課)	2
福岡県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	(市町村支援課)	2
福岡県知事選挙において市の区域を分けて開票区を設けること	(市町村支援課)	3

選挙長

福岡県知事選挙において選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙会の選挙立会人となる

べき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時

(市町村支援課) 3

福岡県知事選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人

以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) 3

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第22号

任期満了による福岡県知事選挙を、次のとおり行う。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙の期日 平成23年4月10日

福岡県選挙管理委員会告示第23号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克己	福岡市西区小戸4丁目5番46号朝日プラザ小戸リパージュ606号	森 祐司

福岡県選挙管理委員会告示第24号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙における選挙長事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙長事務を取り扱う場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

ただし、平成23年3月24日午前8時30分から午前10時までは、

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下2号会議室

福岡県選挙管理委員会告示第25号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時を、次のとおり定めるものとする。ただし、他の放送事業者において録音し又は録画した物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序については、当該他の放送事業者において行われる政見放送の順序によるものとする。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成23年3月24日 午後6時

福岡県選挙管理委員会告示第26号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いを次のように定めた。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政見放送を行わない候補者の経歴放送については、政見放送を行うすべての候補者の政見放送が終わった直後に続けて行うものとする。政見放送を行わない候補者が2人以上ある場合の経歴放送の順序は、福岡県選挙管理委員会がくじで定めるものとし、このくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりとする。

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成23年3月24日午後6時から行う福岡県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの後、引き続き行う。

福岡県選挙管理委員会告示第27号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職の候補者の立候補の届出があった日

福岡県選挙管理委員会告示第28号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁特A会議室	平成23年4月13日 午前11時

福岡県選挙管理委員会告示第29号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙における候補者1人につき支出することのできる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙運動に関する支出金額の制限額

52,996,200円

福岡県選挙管理委員会告示第30号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙において、八女市については、次のとおり当該市の区域を分けて開票区を設けることとした。

平成23年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

市名	開票区名	区 域 (投票区名)				
八女市	八女市 (八女・上陽)	第1	第2	第3	第4	第5
		第6	第7	第8	第9	第10
		第11	第12	第13		
八女市 (黒木・立花・矢部・星野)	八女市 (黒木・立花・矢部・星野)	第14	第15	第16	第17	第18
		第19	第20	第21	第22	第23
		第24	第25			

選 挙 長

福岡県知事選挙選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成23年3月24日

福岡県知事選挙選挙長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成23年4月7日 午後6時

福岡県知事選挙選挙長告示第2号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成23年3月24日

福岡県知事選挙選挙長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成23年4月12日 午後6時